

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一八号)(衆議

院提出)要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、目的に関する事項

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることを明確にするとともに、目的に住民の福祉の向上を加える。

二、活用についての配慮等

国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないものとする。とともに、公衆浴場の経営者は、公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。